

インフルエンザ予防接種費用助成について

豊富町では、下記の要領で町民の皆様に予防接種費用の助成をおこないます。

◎対象期間～ 令和7年10月1日（水）～12月31日（水）までに接種した分

ただし、2回接種が必要な方で、1回目の接種が令和7年12月31日までに終了し、かつ2回目の接種が令和8年1月31日までに接種した分についても、令和8年2月10日までに申請した場合は接種費用の助成対象とします。

◎対象者～ 接種日に豊富町に住民票がある方

◎助成額～ 生活保護世帯・・・・・・・・・・全額助成

上記以外の世帯・・・・・・・・・・半額助成

助成申請が
不要です！

◎助成を受ける方法～

豊富町国保診療所で予防接種を受ける場合

①申請手続きを不要とします。

②本人確認が必要です。身分証明書（保険証、免許証など）を必ずご持参ください。

③その他、予診票、接種料金を持参の上、豊富町国保診療所にお越しください。

生活保護世帯の情報は役場内での申請手続きを経て事前把握させていただきます。

予診票を、役場、定住支援センター、保健センター、国保診療所、町民センター、保育園、兜沼農村環境改善センターに設置しております。当日までに記入して、診療所へお越しください。

豊富町以外の医療機関で予防接種を受ける場合

接種後、接種料金を払い戻すための手続きが必要となりますので、保健センター保健予防係窓口へお越しください。

＜手続きに必要なもの＞

- ①「医療機関発行の領収証」 ②「印鑑」
③「本人名義の信金・農協・銀行の通帳」
（お子様の場合は、保護者の方の通帳）

払い戻しの受付は11月5日（水）より開始します。

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、接種間隔を空けずに接種することができます。ご不明な点は、下記までご相談ください。

新型コロナワクチンの接種開始時期は12月からを予定しております。詳細につきましては、改めて回覧等でご案内いたします。

◆インフルエンザ予防接種費用助成に関するお問合せ◆
豊富町保健センター 保健推進課保健予防係 TEL 82-3761